

# 宮崎県社会就労センター協議会会則

(趣旨)

第1条 この協議会は、社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会における「協議会及び委員会の設置に関する規程」に基づいて設置する。

(名称)

第2条 この協議会は宮崎県社会就労センター協議会〔セルプ〕（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第3条 本会は、事務所を宮崎市原町2番22号 社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会内に置く。

(事業)

第4条 本会は次の事業を行う。

- (1) 社会就労センターの発展を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 施設相互間の連絡調整及び事業に関する調査・研究並びに協議
- (3) 施設職員の資質向上に関する事業
- (4) その他本会の目的達成のために必要な事業

(構成)

第5条 本会は、社会経済活動を実施している社会福祉施設・事業所で、働く意欲がありながら障害等の理由により、一般就労が困難な人々及び一般就労を希望する人々が利用する次の施設・事業所をもって構成する。ただし、社会福祉法人及び特定非営利活動(NPO)法人が経営する施設・事業所とする。

- (1) 生活保護授産施設、社会事業授産施設（基準該当就労継続支援B型事業含む。）
- (2) 次の事業を運営する障害福祉サービス事業所、障害者支援施設。

就労継続支援A型事業、就労継続支援B型事業、就労移行支援事業、生産活動を行う生活介護事業及び自立（生活）訓練事業

(会員)

第6条 本会は、第5条に規定する社会福祉施設・事業所のうち、本会の趣旨に賛同する者をもって会員とする。

(会費)

第7条 会員は、別に定める「会費に関する内規」に基づき会費を納入するものとする。

(入会)

第8条 本会への入会を希望する者は、第5条に定める資格者である

こととし、入会申込書の提出により入会することができる。ただし、特定非営利活動（NPO）法人の入会に関しては、別に定めるものとする。

2 会員の代表者に変更があったときは、その都度、代表者の変更届を届け出るものとする。

（退会）

第9条 会員が退会を希望するときは、退会届の提出により退会することができるものとする。

2 会員が次号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなすことができるものとする。

(1) 法人又は事業所が解散若しくは破産したとき

(2) 会費を2年度にわたり納入しないとき

（役員及び定数）

第10条 本会に次の役員を置く。

(1) 理事 10名以内

(2) 監事 2名

2 本会の理事の中から会長1名、副会長2名を置く。

（役員を選出）

第11条 役員は、別に定める「役員及び企画委員選出要領」に基づき選出し、総会の承認を受けなければならない。

（役員職務）

第12条 役員職務は次のとおりとする。

(1) 会長は本会を代表し会務を統括する。

(2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その会務を代行する。

(3) 理事は理事会を構成し、会務の執行を決定する。

(4) 監事は本会の事業の執行及び経理の状況を監査し、総会に報告する。

（役員任期）

第13条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

3 役員は任期満了後も後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

（役員報酬等）

第14条 役員報酬は支給しない。ただし、監事については旅費を支給する。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(会議)

第15条 本会の目的達成のため、正副会長会議、理事会及び総会等の会議を開催する。

2 会議は会長が招集する。

3 会議は定数の3分の2以上の出席をもって成立する。ただし、委任状を提出する場合は出席とみなす。

4 会議の議事は出席者の3分の2以上をもってこれを議決する。

(正副会長会)

第16条 正副会長会は、会長及び副会長をもって構成する。

2 正副会長会は必要に応じて開催し、本会運営上特に重要な事項を審議する。

3 正副会長会は、会長が議長となる。

(理事会)

第17条 この会の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては会長が専決し、これを理事会に報告する。

2 理事会は必要に応じて開催し、付議すべき事項は次のとおりとする。

(1) 事業計画及び執行に関する事項

(2) 総会に付議すべき事項

(3) その他、必要と認める事項

3 理事会は、会長が議長となる。

(総会)

第18条 総会は各施設・事業所の長及び職員代表者各1名をもって構成する。

2 総会は、毎年1回以上これを開催し、次項に定める事項を決定する。ただし、会長が必要と認める場合は、臨時に開催することができる。

3 総会に付議すべき事項は次のとおりとする。

(1) 予算、決算に関すること

(2) 事業の計画、実施及び報告に関すること

(3) 会則の改定に関すること

(4) その他、重要な事項

4 総会は、出席者の中から議長を選出する。

(委員会)

第19条 本会の下部組織として、企画委員会を置くことができる。

2 企画委員会については別に定めるものとする。

(会則の変更及び解散)

第20条 本会の会則の変更及び解散は、理事総数の3分の2以上の同

意を得て、総会に提案し、会員総数の3分の2以上で議決する。ただし、委任状を提出する場合は出席とみなす。

(経費)

第21条 本会の運営に関する経費は会費、補助金及びその他の収入をもって充てる。

2 会費の算出基礎及び納期は別に定めるものとする。

(会計年度)

第22条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第23条 本会の事務を処理するため、職員を置くことができる。

2 職員は、「社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会事務局規程」の定めに基づき設置する。

#### 附 則

1 この会則は、昭和58年4月1日から施行する。

2 この会則は、平成元年4月24日から施行する。

3 この会則は、平成7年4月1日から施行する。

4 この会則は、平成8年4月1日から施行する。

5 この会則は、平成13年10月1日から施行する。

6 平成15年3月27日一部改正は、平成15年4月1日より適用する。

7 平成19年4月23日一部改正は、平成19年4月1日より適用する。

8 平成21年4月27日一部改正は、平成21年4月1日より適用する。

9 この会則は、平成22年4月1日から施行する。

10 この会則を一部改正し、平成23年4月1日から施行する。

11 この会則を一部改正し、平成27年4月1日から施行する。

12 この会則を一部改正し、令和5年4月1日から施行する。

# 宮崎県社会就労センター協議会 特定非営利活動（NPO）法人の入会に関する内規

（目的）

第1条 この内規は会則第8条に規定する特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）の入会に関し、必要な事項を定めるものとする。

（入会審査委員会）

第2条 本会に入会審査委員会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、理事会をもって充てる。
- 3 審査委員長は、会長が務める。

（入会推薦）

第3条 新たに入会しようとするNPO法人は、本会会員の2施設・事業所以上の推薦を受け、次の必要書類を提出しなければならない。

- (1) 入会申込書（別紙様式1）
- (2) 推薦状2通（別紙様式2）
- (3) 定款
- (4) 事業計画及び決算書
- (5) 事業所要覧（パンフレット）

（入会審査）

第4条 審査会は、NPO法人の入会審査を行い、審査結果を総会に報告し、可否を決定する。

附 則

この内規は、平成22年4月1日から施行する。

# 宮崎県社会就労センター協議会〔セルプ〕 入会申込書

施設・事業所名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ 印

社会福祉法人 宮崎県社会福祉協議会  
宮崎県社会就労センター協議会会長 殿

宮崎県社会就労センター協議会に加入を申込みます。

令和 年 月 日記入

フリガナ 施設名			
施設長名	(印)		
職員代表者			
事業所の 所在地	〒 _____ TEL ( ) - FAX ( ) -		
経営主体 (法人) 名		経営主体 代表者名	
経営主体 所在地	〒 _____ TEL ( ) - FAX ( ) -		
事業種類 □にチェックして ください。	<input type="checkbox"/> 就労継続支援A型事業 <input type="checkbox"/> 就労継続支援B型事業 <input type="checkbox"/> 就労移行支援事業 <input type="checkbox"/> 生活介護事業 (生産活動) <input type="checkbox"/> 自立訓練事業 (生活訓練) <input type="checkbox"/> その他 ( ) <b>※多機能型の場合は、複数の事業にチェックを入れてください。</b>		
主たる障害	<input type="checkbox"/> 身体障害 <input type="checkbox"/> 知的障害 <input type="checkbox"/> 精神障害 ※利用にあたり主たる障害を定めている場合は、チェックを入れてください。		
事業開始年月日	西暦	年	月 日 ( 新設 ・ 移行 ) ※いずれかを○で囲んでください。
事業内容	縫製 木工 食品 その他 ( )	印刷 陶工芸 日用品	クリーニング 電器 玩具 (あてはまるものに○をおつけ下さい)
定員数	事業定員 _____ 名 <b>※多機能型の場合は、下記に内訳をご記入ください。</b> <input type="checkbox"/> 就労継続支援A型事業 _____ 名 <input type="checkbox"/> 就労継続支援B型事業 _____ 名 <input type="checkbox"/> 生活介護事業 _____ 名 <input type="checkbox"/> 就労移行支援事業 _____ 名 <input type="checkbox"/> 自立訓練事業 (生活訓練) _____ 名 <input type="checkbox"/> その他 ( ) _____ 名		
加入希望時期	1. 加入申込みをした時点から 2. 令和 年 月から ※いずれかを○で囲んでください。加入希望された年度より、正規の会費をお支払いいただきます。		
メールアドレス	_____ @ _____		
ホームページ *HP がある場合	http:// _____		
通信欄	(連絡事項等がございましたら御記入ください。)		

(別紙 様式2)

# 推 薦 状

推薦対象施設・事業所

住所

施設・事業所名

代表者名

様

上記の者は、宮崎県社会就労センター協議会の会員  
として適当であると認め、ここに推薦します。

令和 年 月 日

社会福祉法人社会福祉協議会

宮崎県社会就労センター協議会

会 長 田中 聡司 様

推薦施設・事業所

施設・事業所名

代表者名

印

# 宮崎県社会就労センター協議会〔セルプ〕

## 変更届

令和 年 月 日

社会福祉法人 宮崎県社会福祉協議会  
宮崎県社会就労センター協議会 会長 殿

法人名： \_\_\_\_\_

代表者名： \_\_\_\_\_ 印

下記のとおり代表者が変更になりましたので、ここに届出いたします。

変更年月日	令和 年 月 日
施設・事業所名	
代表者名	



# 宮崎県社会就労センター協議会〔セルプ〕

## 退 会 届

令和 年 月 日

社会福祉法人 宮崎県社会福祉協議会  
宮崎県社会就労センター協議会 会長 殿

法人名： \_\_\_\_\_

代表者名： \_\_\_\_\_ 印

下記のとおり宮崎県社会就労センター協議会を退会したいので、ここに届出いたします。

退会年月日	令和 年 月 日
施設・事業所名	
住所及び連絡先	〒 TEL: FAX:
退会理由等	

# 宮崎県社会就労センター協議会会費に関する内規

第1条 会則第7条の定めによる会費及びその納期については、この内規の定めによる。

第2条 本会の会費の年額は、次により算出した金額を合計した額とする。ただし、宮崎県知的障害者施設協議会に加入している施設については(2)を除く。

(1) 宮崎県社会就労センター協議会会費

ア 障害者支援施設

1, 700円×利用者定員

イ 日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労継続支援A型・B型、就労移行支援事業）

ただし、障害者支援施設は、施設入所支援の定員分は除くものとする。

1, 500円×利用者定員

(2) 宮崎県社会福祉協議会会費

ア 第1種社会福祉事業

年額 10,000円

(県社協会費 8,000円・県予算対策費 2,000円)

イ 第2種社会福祉事業

年額 5,000円

(県社協会費 3,000円・県予算対策費 2,000円)

第3条 会費の納入期限は、原則として社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会から請求される納入期限に準ずるものとする。

## 附 則

- 1 この内規は、昭和62年4月1日から施行する。
- 2 この内規は、平成4年4月1日から施行する。
- 3 この内規は、平成8年4月1日から施行する。
- 4 この内規は、平成14年4月1日から施行する。
- 5 この内規は、平成20年4月1日から施行する。
- 6 この内規は、平成21年4月1日から施行する。
- 7 この内規は、平成22年4月1日から施行する。
- 8 この内規を一部改正し、平成27年4月1日から施行する。

# 宮崎県社会就労センター協議会 弔慰及び災害見舞金に関する内規

## (目的)

第1条 この内規は、本会会員である施設・事業所の長の死亡及び会員施設が災害にあった際の見舞金について、下記のとおり定める。

## (弔慰金)

第2条 会員施設・事業所の長が死亡した場合は、花輪（1万円相当）をおくり弔慰を表す。

## (災害見舞金)

第3条 会員施設・事業所の建物が風水害で半壊以上（床上浸水を含む。）又は火災等で半焼以上の被害があった場合は、見舞金3万円をおくる。

## (会計)

第4条 本内規運営に要する費用については、本会会計より支出する。

## (細則の決定等)

第5条 本内規に定めがない事項については、会長がその都度決定し、後日理事会に報告するものとする。

## 附 則

- 1 この内規は、平成18年4月1日より施行する。
- 2 この内規は、平成22年4月1日より施行する。

## 宮崎県社会就労センター協議会企画委員会内規

第1条 企画委員会を本会に設置する。

第2条 企画委員会は、本会の企画・運営等に関する活動を推進するために行う。

第3条 企画委員は、別に定める「役員及び企画委員選出要領」に基づき選出する。

第4条 企画委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員任期については、役員任期と同じとする。

第5条 企画委員会には、委員長及び副委員長各1名をおく。

2 委員長は委員会を代表し、会務を統括する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

第6条 企画委員会は、委員会業務の迅速な処理を図るため小委員会を置くことができる。

第7条 企画委員会は、本会の会長がこれを招集する。

### 附 則

1 この内規は、平成7年4月1日から適用する。

2 この内規は、平成15年4月1日から適用する。

3 この内規は、平成18年4月1日から適用する。

4 この内規は、平成22年4月1日から適用する。

5 この内規を一部改正し、平成23年4月1日から施行する。

6 この内規を一部改正し、平成27年4月1日から施行する。

# 宮崎県社会就労センター協議会役員及び企画委員選出要領

## 1 理事の選出

- (1) 理事は、総会において各ブロックごとに、別記の役員及び企画委員選出ブロックに基づき、各施設・事業所の長をもって、会員の中から選出する。ただし、施設・事業所においては、代理者を立てることができる。
- (2) 各ブロックは議長に(1)の結果を報告する。
- (3) 議長は(1)の結果を総会に諮り、承認を受ける。

## 2 会長及び副会長の選出

- (1) 理事会において、理事の中から会長1名及び副会長2名を互選する。
- (2) 総会において、理事会から議長に報告する。
- (3) 議長から総会へ提案し、承認を受ける。

## 3 監事（2名）の選出

- (1) 理事会において、会員の中から選出する。
- (2) 総会において、会長から議長に報告する。
- (3) 議長から総会へ提案し、承認を受ける。

## 4 企画委員の選出

- (1) 企画委員は、総会において、別記の役員及び企画委員選出ブロックに基づき、会員の中から選出する。  
※各ブロックごとでの選出とはしないが、選出ブロックの偏りがないように改選時に調整する。

## 別記

### 〔宮崎県社会就労センター協議会役員及び企画委員選出ブロック〕

ブロック	県北 (日向入郷、宮崎県北部)	県中 (宮崎東諸県、西都児湯)	県南 (日南串間、都城北諸県、西諸県)
	中心の里作業所 ワークセンター悠々工房	大島身体障害者通所授産所 向陽園 ワークステーションやじろべえ ハッピーコーポレーション 那珂の郷 ブライトハウス住吉 あゆみの里 セサミ・ファーム すてっぷ 樹樹 カフェ・コリドール 穂つと穂つと	おおぞら園 なのはな村 太陽 どリーむわーくす あさひの里 風の道 ふれあいさろん「元気」 モジラ・テラス
施設数	2	1 2	8
役員選出数	1	4	2

※宮崎県障害福祉計画に示されている「障がい保健福祉圏域」を参考に、会員数の約30%が役員となるように設定しています。

### 〔令和5年度～令和6年度役員〕

ブロック	県北	県中	県南
理事	中心の里作業所(副会長)	ブライトハウス住吉(副会長) 大島身体障害者通所授産所 向陽園 那珂の郷	風の道(会長) ふれあいさろん「元気」
施設数	1	4	2
監事		ワークステーションやじろべえ	おおぞら園

### 〔令和5年度～令和6年度企画委員〕

ブロック	県北	県中	県南
		ワークステーションやじろべえ ハッピーコーポレーション ブライトハウス住吉 すてっぷ あゆみの里	なのはな村 あさひの里
施設数	0	5	2